

## 誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記の事項を誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではない及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしない。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給しない、又は便宜を供与しないなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しない、若しくは関与しない。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していない。
- 5 国の持続化給付金の給付を受けた（受けている）場合は、給付金の全部を長沼町に返還します。

令和 年 月 日

〒

申請者 住 所： \_\_\_\_\_

法 人 名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ 印